

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナワクチン職域接種の申請受付開始について（依頼）

産業廃棄物処理行政につきましては、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

現在政府では、新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に向け、自治体によるワクチン接種とは別に、各企業又は関係団体等が持たれている医療資源（場所、医療従事者等）により、自ら医師等を確保いただけることを前提とした職域接種の取組を進めております。このたび、職域接種の申請の受付が開始されましたので、次により産業廃棄物処理業者及びその団体に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、令和3年6月3日付け事務連絡「新型コロナワクチン職域接種の要望に関するアンケート調査について」でお知らせしたアンケート調査は、継続されます。

1. 申請受付開始の周知について

貴管内で次のいずれかに該当する産業廃棄物処理業者の団体又は個別の産業廃棄物処理業者に対し、申請の受付が開始された旨を周知願います。申請に当たっての必要事項は、下記の申請受付サイトにおいて確認できます。

なお、一般廃棄物処理業の許可を持っている者に対しては、環境省から別途連絡がなされているため、周知の必要はありません。

周知をお願いしたい相手方

- 産業廃棄物処理業を営む者の団体（各都道府県産業資源循環協会など）
- その他職域接種を希望する可能性のある産業廃棄物処理業者（~~なお、接種人数が1000人未満の申請も妨げられませんが、接種人数は100人単位で申請することとなります。1会場1000人未満の職域接種の申請はできません。接種人数を1000人以上とし、接種予定回数で2000回未満とするのは、お控えください。なお、企業等の従業員だけでなく、その家族等も含めることができ、また、商工会議所等を通じて共同で実施すること、取引先も対象に含めて実施することも可能です。~~）

※この他、貴自治体ウェブサイトを用いて周知する等、より幅広く周知することを御検討ください。

2. 申請の方法について

申請は下記のウェブサイトから受け付けます（入力した情報は、都道府県のワクチン接種窓口が届きます。）。職域接種の基本的な内容及び申請に当たっての必要事項も下記のサイトに掲載されています。

<https://ova.gbiz.go.jp/>

その他、ワクチン接種に関しては下記のウェブサイトも御参照ください。なお、産業廃棄物処理業者からの御相談は、下記のコールセンターにおいても受け付けます。

（首相官邸）

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/shokuiki_sesshu.html

（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html

（環境省）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

(コールセンター)

03-6631-6988

お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後6時15分

※ただし、12時から13時まで及び以下の日にちを除く。

令和3年8月10日（火）～8月13日（金）

令和3年12月29日（水）～令和4年1月3日（月）

【連絡先】

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 涌田、石田、昌子、勝木

TEL: 03-5521-9274 (直通)

E-Mail: hairi-sanpai@env.go.jp